## ~消費者注意情報~

## 「霊感商法」「開運商法」にご注意ください! ~無料占いのはずが、気が付いたら高額な請求になってしまった~

令和4年9月30日

## 相談事例

SNSの広告で無料の占いを知り、軽い気持ちでアクセスした。占いはチャットやメールでやり取りをするものだった。無料で見てもらえるのは初回だけで、すぐに有料になり「運気が上がる。」「お金が貯まる。」などというアドバイスにはまってしまい、やりとりを繰り返すうちに数十万円の請求が来た。運気が上がったと思えないし、高額なので支払いたくない。 (50 歳代:女性)

## ココに注意!・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

- ★ 「無料」と記載された占いでも、すべてが無料だとは限りません。
  - ・ 漠然とした不安などで、占いに頼りたくなる気持ちになることがあります。「無料」をうたう 占いサイトにアクセスした結果、2回目以降や個別アドバイスの都度課金され、気づいたら高額 な請求が来たという相談が多数寄せられています。
  - 無料をうたっていても、有料のやり取りへ誘導させる場合もあるので注意しましょう。
  - ・ 氏名や生年月日、連絡先などの個人情報を入力すると、次々と勧誘メールが届くことがあります。「無料」という言葉に惑わされないようにしましょう。
- ★ 「開運」をうたう占いなどのサービスやグッズ等を過信しないようにしましょう。
  - ・ 「占い」は成功や開運を約束するものではありません。また、「開運」をうたう財布などの 商品も、必ずしもそれを保証するものではありません。アドバイス通りにならないからと、返 金を求めることは困難です。
  - ・ 占いなどサービスの提供方法に疑問がある場合や、高額な請求が来た場合、しつこい契約等 の勧誘を受けた場合は、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター **☎** 03-3235-1155 お近くの消費生活センター 局番なし**☎** 188 (消費者ホットライン)